

令和元(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に 係る法人事業税の税率について

1. 趣旨

令和元年度税制改正における地方税法等の改正により、令和元(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税の税率の改正が行われました。

この地方税法の改正を踏まえ、東京都は、現行の超過課税の規模を変更しない(現行の標準税率と超過税率の差分をそのまま、税制改正後の標準税率に加算することとし、法人事業税(所得割・収入割)の税率を改正します。

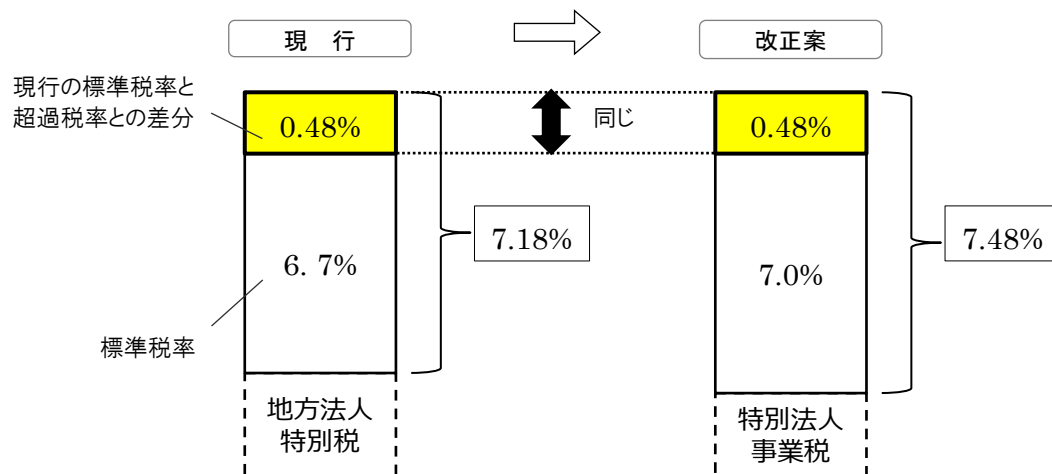
なお、本改正は令和元年第2回東京都議会定例会に、東京都都税条例の改正案として提出する予定です。

○イメージ図

法人事業税

(例)外形標準課税対象外の法人で、

年所得のうち800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人に係る税率



※令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止され、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設されます。

2. 改正案の内容

区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)		
			令和元年10月1日以後に 開始する事業年度		
			不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	3.5	3.75
			適用軽減税率 年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5.665
			適用軽減税率 年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人	7.0	7.48
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等 (農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	3.5	3.75
			適用軽減税率 年400万円を超える所得 軽減税率不適用法人	4.9	5.23
			収入割	1.0	1.065
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割	1.0	1.065	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	(0.4)	0.495
			適用軽減税率 年400万円を超え 年800万円以下の所得	(0.7)	0.835
			適用軽減税率 年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人	(1.0)	1.18
			付加価値割	-	1.26 (変更なし)
	資本割	-	0.525 (変更なし)		

※()内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

※外形標準課税のうち、付加価値割及び資本割については、税率の変更はありません。